

## 徳島県警察本部交通管制センター運営要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、徳島県警察本部交通管制センター(以下「交通管制センター」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 交通管制センターに、室長及び所要の職員を置く。

2 室長は、交通管制官をもつて充てる。

3 室長は、交通規制課長の指揮を受けて、交通管制センターを総括する。

(業務)

第3条 交通管制センターは、管制エリア内の交通の安全と円滑を図るため、次の業務を行うものとする。

(1) 交通情報の収集、分析及び処理に関すること。

(2) 交通管制機器による制御及び操作に関すること。

(3) 交通情報の提供及び交通管制の広報に関すること。

(4) 交通管制施設の設置及び維持管理に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、交通管制に必要な事項

(勤務要領)

第4条 職員の勤務要領は、別に定める。

(連絡協調)

第5条 交通規制課長は、各所属長と連絡を密にし、交通管制センターの円滑な運営を図るよう努めなければならない。

2 各所属長は、交通管制センターの運営に関して積極的に協力するものとする。

附 則

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月19日本部訓令第12号)

この訓令は、平成5年3月19日から施行する。